

## はじめに

平成 12 年 4 月に介護保険制度が発足してから 6 年たちました。この間、練馬の高齢者福祉は介護保険制度の定着と区独自施策の充実によって大きく進展しました。

一方、平成 18 年 4 月から介護保険制度が大幅に改正されますが、今後取り組むべき課題も鮮明になってきました。制度発足後、要支援・要介護高齢者の数は急速に増加し、そのうち何らかの認知症を有する高齢者の割合は 6 割を超えると推計されています。特別養護老人ホームでは、入所者の約 8 割が何らかの認知症を有しているという実態が明らかになっています。このように、今や認知症高齢者対策は、地域に密着した自治体が最も優先して取り組まなければならない課題の一つになり、認知症高齢者の尊厳を維持したケア体制の充実や相談体制の充実とともに、認知症にならないための予防体制を確立することが重要になってきました。

最近の研究から、どのような生活習慣に気をつければ、認知機能の低下や認知症発症の危険度が低くなるのかが明らかになってきました。今後、団塊の世代が高齢期に入ってきますが、現時点から、行政は地域の中で認知症予防対策にどのように取り組んでいくのか施策を講じておかなければなりません。

練馬区では、今年度の前半に高齢者団体などの代表者や公募区民を含む全庁組織として「認知症予防検討委員会」を設置し、高齢者が取り入れやすい認知症予防に効果的な活動の展開について検討してまいりました。その中で区民が主体的に予防活動を推進する仕組みづくりや予防啓発活動、認知症予防対策高齢者生活実態調査などを、東京都と東京都老人総合研究所の支援を受けながら実施することにいたしました。

区では、この「認知症予防対策高齢者生活実態調査」によって把握された認知症発症に関する生活習慣や健康問題、高齢者の活動状況などをもとにして、平成 18 年度から地域の実情に沿った認知症予防事業を積極的に展開してまいります。

調査に際し、回答をお寄せいただいた区民の皆様、調査員や調査管理スタッフとしてご尽力いただいた皆様、ご協力いただいた民生委員や町会の皆様など関係者の方々に心からお礼申し上げます。

平成 18 年 3 月

練馬区